

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業（ほ場整備事業）椿谷地区）計画を平成22年3月26日変更した。
その関係書類をまんのう町土地改良課において平成22年4月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成22年4月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀